

令和 7 年 7 月 3 日

河内町新庁舎建設基本設計業務委託特記仕様書（案）の一部修正について

令和 7 年 6 月 3 0 日に公表した、河内町新庁舎建設基本設計業務委託特記仕様書（案）について、下記のとおりに一部修正します。

修正箇所	【修正後】	【修正前】
4 ページ Ⅱ 業務使用 （3）配置技術者の資格要件	b. 主任担当技術者の資格要件 1）建築(総合)主任担当技術者 ・一級建築士の資格を有すること。 2）建築(構造)主任担当技術者 ・構造設計一級建築士又は一級建築士の資格を有すること。 3）電気設備主任担当技術者 ・設備設計一級建築士又は建築設備士の資格を有すること。 4）機械設備主任担当技術者 ・設備設計一級建築士又は建築設備士の資格を有すること。	b. 主任担当技術者の資格要件 1）建築(総合)主任担当技術者 ・建築士法第 2 条第 2 項に規定する一級建築士 2）建築(構造)主任担当技術者 ・建築士法第 10 条の 3 第 4 項に規定する構造設計一級建築士 3）電気設備主任担当技術者 ・建築士法第 10 条の 3 第 4 項に規定する設備設計一級建築士 4）機械設備主任担当技術者 ・建築士法第 10 条の 3 第 4 項に規定する設備設計一級建築士